

甲賀市福祉医療費助成条例及び甲賀市老人福祉医療費助成条例の一部
を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国が医療DXの一環として実施する、マイナンバーカードを活用し自治体と医療機関との間で必要な情報を安全に確認できる仕組みづくりを実現する「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub）」（以下「PMH」という。）の先行実施事業に甲賀市福祉医療費助成制度が採択されたことにより、受給券の交付を受けた助成対象者が、保険医療機関等を受診し、福祉医療費の助成を受けようとする際の受給券提示の取扱いについて明確にするため、甲賀市福祉医療費助成条例及び甲賀市老人福祉医療費助成条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 受給券の提示方法にマイナンバーカード及びオンライン資格確認端末を用いた資格情報取得及び閲覧を加えます。

【第4条第2項関係】

(2) この条例は、公布の日から施行することとします。

【付則関係】

3 その他

PMH先行実施事業の実施に伴うシステム改修費用及び先行実施期間中のオンライン資格確認実施に要するシステム維持費等は、全額国庫負担となります。

本事業は、PMHに情報連携することにより、助成対象者及び医療機関等が必要な情報を安全に取得・閲覧可能とするもので、受診の効率化が図られるほか、医療事務コスト等の削減にもつながります。

市と医療機関等双方でのシステム改修が必要となるため、医療機関等に対しても早期のシステム改修及び実装に向けた協力依頼や、国の補助金制度の周知を実施しております。

今回のPMH先行実施事業で、滋賀県（精神通院医療）のほか、県内では本市を含む6市が同事業を展開する予定です。

なお、国においては、令和9年度以降に本格実施を予定されています。

【費用負担】

令和6年度初期費用〈デジタル庁（国庫）負担〉

システム改修費用 ： 11,418,000円

ネットワーク改修費用： 418,000円

令和9年度（本格実施）以降システム維持費（自治体負担）

オンライン資格確認実施に要する費用として、助成対象者1名につき、1月当たり2円の自治体負担金を請求される案が提示されています。

助成対象者数17,187人×2円×12ヶ月=412,488円（年間）

（令和7年2月1日時点）